産業統計部会の審議状況について(報告)

<農林業センサス関連>

第11回産業統計部会結果概要

- 1 日 時 平成 20 年 12 月 12 日 (金) 14:00~16:35
- 2 場 所 総務省第2庁舎 6階特別会議室
- 3 出席者 舟岡部会長、美添部会長代理、出口委員、椿臨時委員、引頭専門委員、小田切専門委員、審議協力者(総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、千葉県、静岡県)、諮問者(會田総務省統計審査官)、調査実施者(木村農林水産省センサス統計室長)他
- 4 議 題 2010年世界農林業センサスの計画について

5 概 要

- (1)第9回産業統計部会の結果の概要について、會田統計審査官から説明が行われた。
- (2)前回部会において整理することとされた「農林業経営体」と「事業所」の相違等について、農 林水産省から説明が行われ、審議が行われた。

審議の結果、「農林業経営体」の概念と「事業所」の概念はおおむね一致するが、 農業生産を自給向けに行っている客体が含まれること、 法人化しておらず、代表者が毎年交代するような集落営農が対象とされていることの2つの違いによって、概念は完全に一致するものではないと整理された。

(3)残りの各論点について、農林水産省から論点に対する考え方が説明された後、審議が行われた。 「調査体系」について

「農村集落調査」(承認統計調査)を廃止し、同調査で把握していた農業集落のコミュニティ活動を、「農業集落調査」で捉えることについては、特段の意見はなく、妥当とされた。 「調査方法」について

- ア 「市区町村調査」を職員調査から郵送調査に変更するとともに、「農業集落調査」を職員調査から調査員調査に変更することについては、特段の意見はなく、妥当とされた。
- イ インターネット申告の併用については、以下の意見があった。
 - ・ 「農林業経営体調査」におけるインターネット申告の併用は困難としているが、インターネット申告を利用したい農家もあるのではないか。農林水産省でも会計ソフトウェアの普及を積極的に進めており、農家のパソコンの利用率は上がっているのではないか。
 - ・ 「農林業経営体調査」においてインターネット申告も可能とすることについては、費用 対効果の検討が必要であるため、今後十分な検討を行う必要がある。

審議の結果、「市区町村調査」におけるインターネット申告の併用は妥当とされ、「農林業経営体調査」におけるインターネット申告の併用については、次回調査において、農家におけるパソコンの普及率を踏まえ、検討することが必要とされた。

「調査事項」について

ア 「農林業経営体調査」における「農作業の委託」に関する調査事項の廃止については、以 下の意見があった。

- ・ 高齢化の農業経営への影響を把握する上で、委託の情報は必要。
- 小規模農家における外部依存は作業委託よりも農地の賃貸に移行しており、委託を調査 する意義は低くなっている。
- ・ 作業の受託側の情報だけでは、委託側がどのような農家か把握できない。
- ・ 委託が貸借に変わる流れが今後も継続するのかどうかは、もう少し期間をとらないと分からないのではないか。
- ・ いろいろな情報を取りたいかもしれないが、報告者負担の軽減が重要ではないか。 審議の結果、「農作業の委託」の廃止については、農林業センサスを産業統計として 整備する中で、委託の状況の把握をやめることに疑問があるとの意見が多かったことか ら、次回部会までに再検討を行うこととされた。
- イ 「農林業経営体調査」における「林業作業の委託」に関する調査事項の廃止については、 以下の意見があった。
 - ・ 作業を委託する山林の所在地と受託者の所在地が異なることもあるため、受託側の情報 だけでは、放置された山林が多い地域かどうか把握できなくなる。
 - ・ 本センサスでは、放置された森林のストックを把握する仕組みとはなっていないため、 林業作業の1年間に限った委託を調査しても、問題がさらに解明されるわけではない。
 - ・ 他の承認統計調査で把握している情報のうち、重要な情報については、参考情報として本センサスの結果と合わせて提供した方がよい。

審議の結果、「林業作業の委託」等の廃止・簡素化は、やむを得ないが、ユーザーの 利便性を考慮した代替情報の提供を検討することが必要とされた。

- ウ 「農林業経営体調査」における「農作物の作付け面積」の把握方法の簡素化については、 特段の意見はなく、妥当とされた。
- エ 「農林業経営体調査」における「農産物の販売金額」等の把握方法の変更(実額の記入 階級別の選択)については、以下の意見があった。
 - ・ 実額の記入は推計上好ましいことから、詳細な額でなくてもよいので、一定規模以上に ついては実額記入とすべき。
 - ・ 経営の大規模化を進める中で、「5億円以上」は一括りでいくらか分からなくなるので あれば、情報を取っても意味がないのではないか。
 - ・ 実額の記入は、次回センサスにおける金額の階級区分の検討に役立つと思われる。ただ し、実額記入によるバイアスの有無の検討も必要。

審議の結果、「農産物の販売金額」等については、一定規模以上の階層における実額の 記入の可否について、次回部会までに再検討を行うこととされた。

- オ 「農林業経営体調査」における「出資金等の提供状況」に関する調査事項の追加の妥当性、 「流通(販売先)の状況」に関する調査事項の追加の必要性については、以下の意見があった。
 - 農商工連携を捉える上では、出資よりも実際の取引の状況を捉える方に意味がある。
 - ・ 建設業による農業参入の増加、農地法の規制緩和の影響を 2010 年調査で把握し、2015 年以降は、その動きを把握することが重要。
 - ・ 直接出資だけを把握することとしているが、その結果をどのように分析するのか。
 - ・ 農産物の流通経路には、インターネットを使ったものもある。他産業同様、流通は大きく 変化していくと思われる。

- 農業における高付加価値化が課題となる中で、販売先に関する情報をなくしてよいのか。
- ・ 「農林業経営体調査」について、農家と会社組織の農林業経営体とでは、把握すべき情報 が異なるので、それぞれ必要な情報を把握できるよう、調査票を別にすべき。
- ・ 農家と会社組織で調査票を分けると、前回、調査票を一本化したメリットがなくなる。 審議の結果、「流通(販売先)の状況」については、農業における高付加価化の取組を 把握する上で重要との意見が多かったことから、把握の可否について、次回部会までに再 検討することとされた。

また、前回一本化した「農林業経営調査」の調査票については、法人組織についての情報が新たに必要となってきたことを踏まえ、次回調査以降、どのような把握が適当か検討することが必要とされた。

- カ 「市区町村調査」における「在村・不在村別私有林面積」に関する調査事項の廃止について は、以下の意見があった。
 - ・ 不在村者の山林所有は最大の政策課題の一つとなっており、正確な調査が必要。調査方法の変更により概数しか把握できないのであれば、別の方法による把握を検討すべき。
 - ・ 調査客体候補名簿の工夫や行政記録の活用などによる把握を検討するのがよい。 審議の結果、「在村・不在村別私有林面積」については、重要な問題であることから、 どのような把握が適当か、次回部会において再度議論を行うこととされた。
- キ 「農業集落調査」における農業集落の「総戸数」に関する調査事項の追加については、以下 の意見があった。
 - ・ 農業集落精通者が、農家と農家以外の世帯の混住化が進んでいる農業集落の総戸数を把握 できるのか、疑問。
 - ・ 過去の検証で、農業集落の範囲と国勢調査の調査区はかなりマッチングするという結果が 出ている。本センサスで調査しなくても、国勢調査の結果を利用すればよいのではないか。
 - ・ 「区長」も農業集落精通者の候補とされており、町内会費の徴収を通じて、総戸数を明確 に把握していると思われる。

審議の結果、「総戸数」の追加については、混住化が進む地域における「総戸数」の把握の可能性を検討した上で、次回部会において適否を判断することとされた。

- ク 「農業集落調査」における「耕地面積」に関する調査事項については、以下の意見があった。
 - ・ 「農林業経営体調査」において農業集落ごとに大体の耕地面積の把握は可能と思われる。 「農業集落調査」における把握は不要ではないか。
 - ・ 農地の集積は、農業集落の範囲を越えて行われることも多く、属人調査である「農林業経営体調査」で把握される面積と属地調査である「農業集落調査」とで把握される面積には差があることから、「農業集落調査」における把握が必要。

審議の結果、「耕地面積」を「農業集落調査」で把握することはやむを得ないとされた。

6 次回予定

次回部会は 12 月 24 日 (水) 14 時から総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室で開催することとされ、本日整理することとされた事項及び残りの論点(調査事項の一部、集計事項等)について審議するとともに、本日まで及び 24 日の審議の結果を踏まえ、答申(案)の審議を行うこととされた。